

入院基本料に関する事項

南棟3階(S3)病棟

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に基づいて診療・看護を行っている医療機関です。下記の施設基準を関東信越厚生局(長)に届出を行っています。

病棟種別	精神病棟入院基本料 15:1
病棟	南棟3階(S3)
病床数	60床

当該病棟では、1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)4人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- 朝 8時30分 ~ 夕方 16時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち数は 10人以内
看護補助者1人あたりの受け持ち数は28人以内
- 夕方 16時30分 ~ 翌朝 8時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち数は 28人以内
看護補助者1人あたりの受け持ち数は28人以内